三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、標柱十七号と十八号を令和七年国土交通省告示第百四十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十八号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町岸田

字奥谷　一五五六番　一号及び二号

一五五五番　三号から五号まで

一五四二番　六号

一五四一番　七号及び八号

字大和谷　一五六八番一　九号

一五六七番　十号、十一号及び三十一号

一五七一番　十二号、十三号及び二十三号から三十号まで

字ヘソ谷　一五一四番　十四号から二十二号まで

○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真萱谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県串間市大字一氏の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°32′02.4695″	131°12′54.4883″
2	31°32′02.4381″	131°12′54.5506″
3	31°32′02.2667″	131°12′55.0026″
4	31°32′01.9674″	131°12′55.0410″
5	31°32′01.6071″	131°12′55.0391″
6	31°32′01.4246″	131°12′54.8963″
7	31°32′00.6599″	131°12′54.2201″
8	31°32′01.1746″	131°12′53.5677″
9	31°32′01.5874″	131°12′53.2986″
10	31°32′01.4607″	131°12′52.5858″
11	31°32′01.5172″	131°12′52.3884″
12	31°32′01.9073″	131°12′52.4983″
13	31°32′02.1705″	131°12′52.6854″
14	31°32′02.2535″	131°12′52.6876″
15	31°32′02.6826″	131°12′52.5218″
16	31°32′02.8898″	131°12′52.5505″
17	31°32′02.7286″	131°12′53.0057″
18	31°32′02.5982″	131°12′53.3668″
19	31°32′02.5606″	131°12′53.4895″
20	31°32′02.5318″	131°12′53.6001″
21	31°32′02.5105″	131°12′53.7153″
22	31°32′02.4804″	131°12′53.8049″
23	31°32′02.4704″	131°12′53.8369″
24	31°32′02.4917″	131°12′53.8923″
25	31°32′02.4872″	131°12′54.0441″
26	31°32′02.4914″	131°12′54.1859″
27	31°32′02.4944″	131°12′54.2859″
28	31°32′02.4829″	131°12′54.4456″

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第三百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

山形県最上郡大蔵村大字清水

字桜峠　三一〇八番一　一号から五号まで、二十三号から三十六号まで、三十九号、四十号、百一号及び百二号

三一〇八番三　七号から十号まで、十四号から十六号まで、四十九号から五十一号まで及び五十四号から五十八号まで

三〇八九番一　十一号から十三号まで、三十七号、三十八号、四十一号から四十七号まで、五十二号及び五十三号

三一〇八番二　十七号から二十二号まで

三〇八九番四　四十八号

三〇八八番二　五十九号及び六十号

三〇八八番一九　六十一号及び六十二号

三〇七八番一　六十四号から六十七号まで

山形県最上郡大蔵村大字南山

字家ノ下　一二番二　六十三号

一二番一五　六十八号から七十六号まで

一二番五　七十七号から八十七号まで及び九十三号まで

十二番一四　八十八号及び八十九号

地先河川敷　九十四号及び九十五号

一四番　九十六号及び九十七号

一五番一　九十八号

一六番一　九十九号及び百号

一七番

○国土交通省告示第二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　深沢

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡大蔵村大字清水

字桜峠　三一〇八番一　一号から五号まで、二十三号から三十六号まで、三十九号、四十号、百一号及び百二号

三一〇八番三　七号から十号まで、十四号から十六号まで、四十九号から五十一号まで及び五十四号から五十八号まで

三〇八九番一　十一号から十三号まで、三十七号、三十八号、四十一号から四十七号まで、五十二号及び五十三号

三一〇八番二　十七号から二十二号まで

三〇八九番四　四十八号

三〇八八番二　五十九号及び六十号

三〇八八番一九　六十一号及び六十二号

三一〇七八番一　六十四号から六十七号まで

山形県最上郡大蔵村大字南山

字家ノ下　一二番二　六十三号

一二番一五　六十八号から七十六号まで

一二番五　七十七号から八十七号まで及び九十三号まで

十二番一四　八十八号及び八十九号

地先河川敷　九十四号及び九十五号

一四番　九十六号及び九十七号

一五番一　九十八号

一六番一　九十九号及び百号

一七番